

二種免許取得支援事業費補助金交付要綱

一般社団法人島根県旅客自動車協会

(趣旨)

第1条 一般社団法人島根県旅客自動車協会（以下「協会」という。）が実施する二種免許取得支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号 国鉄財第368号 国鉄業第102号 国自旅第240号 国海内第149号 国空環第103号）、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）、地域生活交通の担い手確保促進事業費補助金交付要綱（令和7年4月1日）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 交通事業者の積極的な採用活動を促すため、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業（交通DX・GXによる経営改善支援事業等）を活用し、運転手の二種免許取得費を負担する事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「乗合バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (2) 「貸切バス事業者」とは、道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (3) 「タクシー事業者」とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (4) 「自家用有償旅客運送」とは、道路運送法第78条第2号に基づく旅客の運送をいう。
- (5) 「二種免許」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第86条第1項に規定する運転免許をいう。
- (6) 「教習所」とは、道路交通法第99条に規定する指定自動車教習所をいう。

(対象事業者等)

第4条 対象事業者、対象経費等は別表1に定めるとおりとする。なお、対象経費については、消費税額及び地方消費税額を含まないものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、協会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 6 条 協会は、前条に規定する交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第 2 号）で通知するものとする。

2 協会は、適正な交付を行うために必要と認める場合は、条件を付して交付決定することができるものとする。

(補助事業の変更等の承認申請)

第 7 条 申請者は、前条の交付決定を受けた補助事業について、次の各号いずれかに該当する重要な変更を行うときは、あらかじめ、変更承認申請書（様式第 3 号）を協会に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付決定額に対して 2 割を超える減額又は全ての増額
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) その他補助目的達成に影響を与える変更

(変更交付の決定)

第 8 条 協会は、申請者から前条の変更承認申請書が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めたときには、変更交付決定するものとし、変更交付決定通知書（様式第 4 号）で通知するものとする。

2 前項の変更交付決定の手続きは、第 6 条の規定を準用する。

(状況報告)

第 9 条 申請者は、協会が指示した時には、補助事業の状況を報告しなければならない。

(概算払請求)

第 10 条 申請者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書（様式第 5 号）を協会に提出しなければならない。

2 協会は、概算払請求書の提出があり、概算払することが適当と認められるときは、概算払できるものとする。

(実績報告)

第 11 条 申請者は、補助事業が完了したときは、規則第 10 条の規定により実績報告書（様式第 6 号）に関係書類を添えて、協会に提出しなければならない。

2 提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

(額の確定)

第 12 条 協会は、申請者から前条の実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、
適当と認めたときは、額を確定するものとし、額の確定通知書（様式第 7 号）で通知する
ものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 協会は、申請者に交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を
超える補助金が交付されているときは、申請者に対して、期限を定めその返還を命ずるも
のとする。

2 協会は、申請者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合並び
に補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適當な行為をした場合において、既に補助
金が交付されているときは、申請者に対して、期限を定めその返還を命ずるものとする。

3 協会は、同条第 1 項及び第 2 項により補助金を返還させるときは、納付通知書（様式第
8 号）により補助金を納付させることができるものとし、申請者は当該納付命令にしたが
って納付しなければならない。

(帳簿等の保存等)

第 14 条 申請者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類
を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1（第 4 条関係）

1 対象事業者	交付申請書の提出時点において、国土交通省の許可を受けている乗合バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者のうち、県内に本社又は営業所を有し、次の各号のいずれかに該当する者。 ただし、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条第四号に規定される事業を実施する事業者を除く。 (1) 県内で路線バス等を運行する乗合バス事業者 (2) 県内市町村から一般乗合旅客自動車運送事業の運行を受託する乗合バス事業者 (3) 県内市町村が実施する自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の運行を受託する乗合バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者
2 対象経費	国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業（交通 D X ・ G X による経営改善支援事業等）を活用し、令和 7 年 4 月 1 日以降に対象事業者が教習所に支出した二種免許取得に要する経費 なお、対象となる運転手（運転手となる見込みの者を含む）は、県内の本社又は営業所に勤務する者に限る
3 対象事業費 の上限額	500 千円／人 ※ 消費税額及び地方消費税額を含まない
4 補助率	1/2
5 補助金の 上限額	250 千円／人 ※ 千円未満の端数が出た場合は、これを切り捨てる